

可決した議員提出議案
 ○三重県食の安全・安心の確保に関する条例案

可決した議案

予算
 ○平成20年度三重県一般会計補正予算(第1号)
 条例
 ○三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 ほか4件
 その他議案
 ○訴えの提起(和解を含む。)について ほか5件
 人事案件(同意)
 ○公安委員会委員の選任につき同意を得るについて ほか1件

採択した請願

○新過疎対策法の制定を求めることについて
 ○民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書の提出を求めることについて
 ○近海かつおまぐろ漁業にかかる燃油高騰への対策について
 ○長田地区内の産業廃棄物処分場不法投棄されている産業廃棄物の全量撤去を求めることについて
 ○不妊治療休暇制度の創設を求めることについて

可決した意見書

○新過疎対策法の制定を求める意見書
 ○民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書
 ○近海かつおまぐろ漁業に係る燃油高騰への対策に関する意見書
 ○不妊治療休暇制度の創設を求める意見書
 ○道路特定財源の一般財源化に当たって二重課税の是正と無駄を排しつつ必要な道路整備を求める意見書

議案の概要、請願・意見書・決議の内容は県議会ホームページの「県議会の活動」本会議からご覧いただけます。

議案等に対する議員の賛否状況の公表

議決結果に関する経過を明らかにするため、本会議において採決された議案、意見書案、決議案および請願に対する議員別の賛否の状況をホームページに掲載することとしました。
 県議会ホームページの、「県議会の活動」本会議「議案審議結果一覧」からご覧いただけます。

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の概要

この条例案は、議員提出議案として提出し、6月17日に賛成多数で可決しました。

食品の虚偽表示など昨年以來の本県における食品の安全性に関する問題の発生等を契機とし、食の安全・安心の確保に対する県民の要望の高まりを受けて、制定したものです。

なお、この条例はすでに施行されていますが、規制に係る規定については、およそ1年の周知期間を設けた上で、平成21年7月1日から施行します。

条例の概要は以下のとおりです。

の体制の整備、人材の育成、適正表示や認証制度の推進等の施策を策定し、実施します。

3 県民の役割
 施策の提案や危害情報等の申し出をすることができると、積極的な役割を果たすこととなります。

4 食品関連事業者の責務
 食の安全・安心の確保について第一義的責任を負うものであるとの認識のもとに、県民の信頼を損なうことのないよう、必要な措置を適切に講ずることを求めています。

1 目的
 ① 県民の健康の保護
 ② 地産地消等の推進を通じた食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築

5 規制事項
 ① 出荷禁止
 ・食品衛生法の規定により販売等が禁止された農林水産物
 ② 自主回収の報告
 ・事業者が食品等の自主回収を行った場合、知事への報告義務を課しています。

③ 安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大
2 県の責務
 食の安全・安心確保のため

・知事は、報告された自主回収について、県民等に情報提供を行います。